

(裏面)

省略できない添付資料

鹿児島労働局（Ｒ７．１０）

手続の種類	添付資料
(1)～(9-4)の届書共通	・雇用保険関係届記載事項に係る訂正や取消しを行う際の確認書類 ・その他安定所長が必要と認めた書類
(1) 雇用保険被保険者資格喪失届	・離職証明書において、疾病等により30日以上賃金が支払われなかった期間があり、受給要件緩和を行う際の確認書類 ・離職理由の確認ができる書類
(2) 雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明書	・教育訓練休暇制度が規定されている就業規則または労働協約等
(3) 雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書	・生年月日確認書類（個人番号の届出がなされており、住基情報で生年月日の確認ができる場合であると安定所長が認めたときは省略可）
(4) 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書	・出産日及び育児または介護の事実が確認できるもの ・疾病等により30日以上賃金が支払われなかった期間があり、受給要件緩和を行う際の確認書類
(5) 雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書	・育児・介護短時間勤務に係る申出書 ・疾病等により30日以上賃金が支払われなかった期間があり、受給要件緩和を行う際の確認書類
(6) 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請 【 事務組合を除く 】	・みなし賃金が生じる際の確認書類 ・（60歳到達時に被保険者でなかった者がその後基本手当の支給を受けることなく再就職して被保険者となった場合の）直前の被保険者資格喪失の日前の賃金支払の状況を記した雇用保険被保険者離職票－2又は被保険者期間等証明書（高年齢継続給付の受給資格確認時のみ）
(7) 高年齢再就職給付金の支給申請 【 事務組合を除く 】	・みなし賃金が生じる際の確認書類 ・安定した職業に就いたことの確認書類（初回申請のみ）
(8) 介護休業給付金の支給申請 【 事務組合を除く 】	・賃金等の支払が生じる際の確認書類 ・職場復帰日または休業事由消滅の確認書類 ・雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
(9-1) 育児休業給付金の支給申請 【 事務組合を除く 】	・支給対象期間の延長事由が生じる際の確認書類 ・賃金等の支払が生じる際の確認書類 ・雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（初回申請のみ） ・職場復帰日の確認書類 ・パパ・ママ育休プラス制度を利用する場合の確認書類
(9-2) 出生時育児休業給付金の支給申請 【 事務組合を除く 】	・賃金等の支払が生じる際の確認書類（出生時育児休業期間に、月給制等で賃金が減額されなかった場合または賃金を減額した日数・時間が特定できないことにより支払われた賃金が特定できない場合を含む）
(9-3) 出生後休業支援給付金の支給申請 【 事務組合を除く 】	・出生後休業支援給付金の支給要件を満たしていることが確認できる書類（出生後休業支援給付金を希望する場合のみ）
(9-4) 育児時短就業給付金の支給申請 【 事務組合を除く 】	・育児時短就業を開始した日の確認書類（初回申請のみ） ・週所定労働時間の確認書類（育児時短就業が終了した場合の確認書類及び短縮後の週所定労働時間を20時間未満として申請が有った場合の確認書類を含む） ※2回目以降の申請時には、シフト制で就労する被保険者を除き、従前の支給対象月から、育児時短就業中の週所定労働時間の変更がない場合、週所定労働時間の確認書類は省略可 ・雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書及び出産日、育児の事実が確認できるもの（育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き、同一の子について育児時短就業を開始したものでない場合、かつ初回申請のみ）